

# 第10次鎌ヶ谷市交通安全計画（案）

（平成28年度～平成32年度）

## － 概要版 －

### ◆計画の基本的な考え方

第10次鎌ヶ谷市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年6月1日制定）を根拠とし、千葉県が策定する第10次交通安全計画に基づいて策定する法定計画です。

この計画は、市町村の交通安全施策（陸上交通）の大綱となるもので、鎌ヶ谷市総合基本計画（かまがやレインボープラン21）及び鎌ヶ谷市交通安全基本条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第24号）を踏まえ、交通社会を構成する「人と地域」、道路等の「交通環境」の相互の関連を考慮しつつ、適切かつ効果的な施策について、総合的かつ継続的に推進することを目的とし、市、警察、公共交通機関で構成される「鎌ヶ谷市交通安全対策会議」で決定されます。

### ◆期間中の目標数値

（鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画）

交通事故発生件数（年間）・・・・・・・・・・ 349件以下

交通事故死亡者数（年間）・・・・・・・・・・ 0人

人口千人当たりの交通事故死傷者数（年間）・・ 3.8人以下

### ◆交通安全対策の取り組みの視点

- ①高齢者・子どもの安全確保
- ②歩行者・自転車の安全確保
- ③生活道路・幹線道路における安全確保
- ④地域でつくる交通安全の推進
- ⑤交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進

## ◆道路交通安全の施策

### ①市民一人ひとりの交通安全意識の醸成

市民総参加でつくる交通安全の推進、高齢者の交通安全対策の推進、子どもから高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、飲酒運転の根絶、自転車の安全利用の促進、交通安全に関する普及・啓発活動の推進

### ②道路交通環境の整備

人優先の安全・安心な歩行者空間の整備、道路ネットワークの整備、交通安全施設等の整備推進、効果的な交通規制の推進、地域住民と一体となった道路交通環境の整備、自転車利用環境の総合的整備、災害に備えた道路交通環境の整備、交通安全に寄与する道路交通環境の整備

### ③道路交通秩序の維持

交通の指導取締りの強化等、暴走族対策の強化

### ④救助・救急活動の充実

救助・救急体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保等

### ⑤被害者支援の推進

交通事故被害者支援の充実・強化、損害賠償の請求の援助等

### ⑥交通事故調査・分析の充実

## ◆踏切道における交通安全の施策

### ①踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

### ②踏切の統廃合の促進